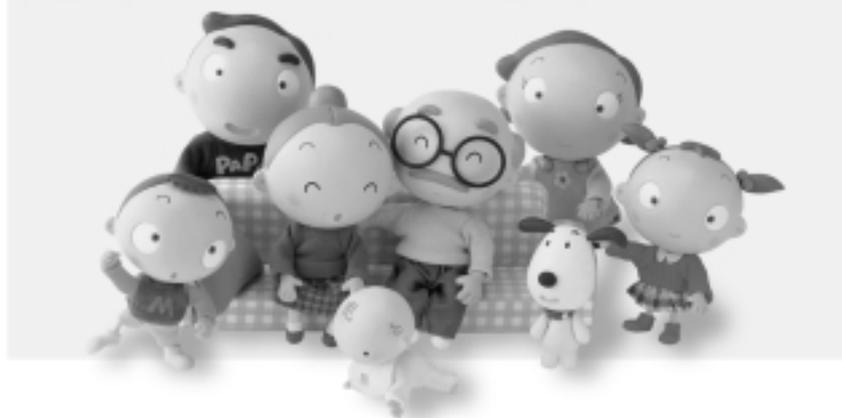


4月から75歳以上のすべての方を対象とした

後期高齢者医療制度が始まります



平成20年4月から、現行の老人保健制度にかわり、後期高齢者医療制度が始まります。対象となる方は、75歳以上のすべての方で、65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けただけです。

加入手続きは必要ありません

現在の老人医療受給者は、後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、加入手続きは必要ありません。ただし、4月以降に、65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方が加入する場合は、申請が必要です。

なお、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療に加入した場合、その被扶養者で後期高齢者医療の対象とならない方は、市の国民健康保険に加入することとなります。

また、子どもが被用者保険の被保険者であれば、その被扶養者として加入できる場合

もありませんが、どちらの場合も加入手続きが必要です。

保険料は一人ひとりが納めます

保険料は、被保険者一人ひとりが負担能力に応じて公平に納めることになり、全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。【図1】

それぞれの保険料額は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

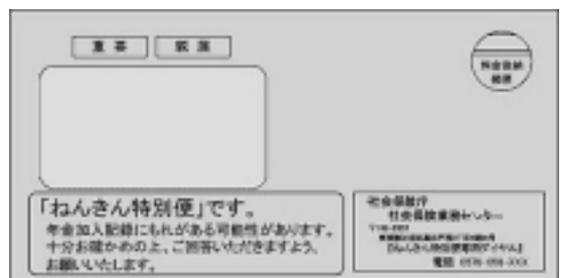
●低所得世帯の方への軽減
所得の低い世帯の被保険者は、世帯の所得水準に応じて、均等割額が軽減されます。

●被扶養者への軽減
被用者保険の被扶養者は、

図1 年間保険料の計算方法 (平成20・21年度)

| | |
|-------|----------------------------|
| 年間保険料 | 限度額50万円 |
| | |
| 均等割額 | 43,143円 (所得の低い世帯の方は軽減されます) |
| + | |
| 所得割額 | (前年の所得-33万円)×9.63% |

= 確認をお願いします =



「ねんきん特別便」は、基礎年金番号に結びついていない約5千万件のうち「名寄せ」作業によって、基礎年金番号に結びつく可能性のある記録が出てきた方と、それ以外で、基礎年金番号を持っている方で、社会保険庁が管理している年金記録（加入履歴）に記載漏れや誤りがないかのご確認をお願いするために送られるものです。

□送付される期間

(1)名寄せにより、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方には、平成19年12月から平成20年3月までを目途に順次送られます。

(2)基礎年金番号で管理されている記録により、年金記録の記載漏れや誤りの確認をお願いする方。

①年金を受給されている方には、平成20